

平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 日本テレビ放送網株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 久保 伸太郎
(コード番号 9404 東証第 1 部)
問合せ先 総務局株式部長 清水 篤
(TEL. 03-6215-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 74 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 外国人等の株主名簿への記載または記録の制限について、法令にあわせて一部表現の変更、字句の修正を行うとともに、議決権の制限について規定するものであります(変更案第 12 条)。
- (2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、第 32 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。
なお、第 32 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 一部字句の修正、表現の変更、条数の変更を行うものであります。
- (4) 本総会終了後、附則の規定は不要となることから、削除できるようにするものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日

以 上

別紙

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（単元未満株券の不発行） 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規定</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第12条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限） 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名及び住所を株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.日本の国籍を有しない人 2.外国政府またはその代表者 3.外国の法人または団体 4.前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体 <p>第14条（<u>株式取扱規定</u>） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規定</u>による。</p> <p>第29条（<u>取締役会規定</u>） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規定</u>による。</p> <p>第30条（最高顧問、顧問及び相談役） 当社に、取締役会の決議をもって、最高顧問、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p>	<p>第9条（単元未満株券の不発行） 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第12条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限） 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）から、その氏名<u>または名称及び住所等</u>を株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載し、または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（<u>以下、「外国人等議決権割合」という。</u>）が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名<u>または名称及び住所等</u>を株主名簿に記載し、または記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.日本の国籍を有しない人 2.外国政府またはその代表者 3.外国の法人または団体 4.前各号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体 <p><u>② 前項の規定による場合を除き、前項第1号から第3号までに掲げる者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、または記録されている前項第4号に掲げる者が有し、または有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に、外国人等議決権割合が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、その議決権を制限することができる。</u></p> <p>第14条（<u>株式取扱規程</u>） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p>第29条（<u>取締役会規程</u>） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>第30条（最高顧問、顧問及び相談役） 当社は、取締役会の決議によって、最高顧問、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第32条～第38条</p> <p>第39条（監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>第40条</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第41条～第44条</p> <p>附 則</p> <p>第25条の規定にかかわらず、平成17年6月29日開催の第72期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第32条（取締役の責任免除） <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第39条</p> <p>第40条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第41条</p> <p>第42条（監査役責任免除） <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第43条～第46条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第25条の規定にかかわらず、平成17年6月29日開催の第72期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第2条 <u>本附則は、平成19年開催の定時株主総会の終結の時をもって削除する。</u></p>

以上